



松本市上下水道局公告第78号

松本市普通財産の一般競争入札による土地の売払いについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月28日

松本市長 臥雲 義尚



1 入札物件

物件の名称	面積	地目
物件の所在地	予定価格	用途地域
宮渕本村 宅地	174.33㎡	宅地
松本市宮渕本村241番11	6,659,000円	第1種住居地域

(注1)：「予定価格」とは、当該物件の最低入札価格を示したものです。

(注2)：物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。当該土地に存在する工作物等は、そのまま引渡しとなります。

2 入札者の参加資格

次の各号に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体（以下「観察処分団体」という。）及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 市町村税（当該市町村税にかかる徴収金を含む。）を納付していない者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に不適当と認めた者

3 入札参加申込みの方法

(1) 申込みに必要な書類（各1通）

- ア 個人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、(※)身分証明書、住民票、印鑑登録証明書  
滞納がない証明書
- イ 法人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書、  
滞納がない証明書
- ウ 共有の場合 共有者全員について、上記アの書類

(注1) 「(※)身分証明書」は、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。

(注2) 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。

(注3) 申込書以外の各書類については、発行後3か月以内のものとしします。

(2) 申込みの受付

ア 申込みの方法

必要な書類を直接お持ちいただくか郵送（書留又は簡易書留）してください。

イ 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月22日(月)の8時30分から17時15分までです。

なお、直接お持ちいただく場合、土曜日、日曜日及び祝祭日の受付は行いません。

ウ 受付場所

松本市上下水道局 1階 総務課（〒390-0852 松本市島立1490-2）

エ 留意事項

(ア) 郵送による申込みの場合は、書留又は簡易書留により期限までに到着したものを受付けます。

(イ) ファックス及び電子メールによる受付はできません。

(ウ) 記入誤り又は不備があると、申込みが無効になる場合があります。

#### 4 入札の日時及び場所

- (1) 場所 松本市上下水道局（松本市島立1490-2）2階 契約室
- (2) 日時 令和6年5月2日（休） 13時30分から14時まで受付

#### 5 開札

開札は、入札締切り後、直ちに入札者又は代理人立会いのもとで行います。

#### 6 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者のした入札
- (2) 一般競争入札参加申込書及びその他申込みに必要な書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 入札保証金

- (1) 入札当日、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を、現金又は銀行振出小切手（当日納付）もしくは市が発行する納付書（事前納付）により納めていただきます。
- (2) 落札されなかった方の入札保証金は、現金又は銀行振出小切手により納付したのものについては入札終了後に、市が発行する納付書により納付した者については指定された金融機関口座へ振り込む方法により返還します。

#### 8 禁止用途

落札者は、売買物件を次に掲げる用途に供してはならず、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）が使用する用途
- (3) 観察処分団体並びに公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体（本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。）が使用する用途
- (4) 上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

#### 9 違約金

落札者が前項に違反した場合は、売買代金の3割を違約金として松本市上下水道局に支払うものとします。

#### 10 契約の締結

- (1) 落札者は、契約と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を支払ってください。
- (2) 落札者が、落札決定の日の翌日から20日以内に契約を結ばない場合には、第7項の入札保証金は、松本市上下水道局に帰属することとなります。

#### 11 現地説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月12日（金） 10時から10時30分まで
- (2) 場所 松本市宮渕本村241番11
- (3) その他 お車でお越しの方は、宮渕浄化センター駐車場をご利用ください。

#### 12 異議の申立て

入札者は、入札後、この公告、契約約款、案内書、入札心得、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできません。

#### — 問い合わせ先 —

〒390-0852 長野県松本市島立1490-2 松本市上下水道局 総務課  
電話：（代表）0263-48-6800（内線 3013、3014）  
FAX： 0263-47-2137  
URL： <http://www.city.matsumoto.nagano.jp>  
e-mail： [sui-somu@city.matsumoto.lg.jp](mailto:sui-somu@city.matsumoto.lg.jp)